

行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

内閣サイバー官

飯田 陽



令和 7 年 4 月 14 日付け行政文書の開示請求（同年 6 月 9 日受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載

第 217 回国会に提出された下記法律案に係る内閣法制局の審査事務（内閣法制局設置法第 3 条第 1 号）に関連して作成された行政文書のうち（省庁により名称は異なるが、概ね、内閣法制局説明資料・逐条説明などと呼称される）法案の条文又は論点に対応した解説・説明が記載された行政文書（最終版）。

- ①重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案
- ②重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

なお、本請求は個人の法令研究の一環としてお願いしています。

2 開示する行政文書の名称等

別紙のとおり

3 不開示とした部分とその理由

別紙のとおり

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

No	行政文書の名称等	開示実施ページ数	うちカラーページ数	決定区分	不開示とした場所	法第5条の該当号	不開示理由
1	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案【説明資料：逐条解説】（表紙を除く。）	301	301	部分不開示	P1の一部	3号	当該箇所は、本法律案の制定に至る背景事情として国際情勢に関する情報が記載されたものであり、公にすることにより、他国との関係に悪影響を及ぼすおそれがあることから、法第5条第3号に該当するため不開示とした。
					P9の一部	4号 5号	公共の安全と秩序の維持に関する記載であるところ、その内容が明らかにされれば、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあること、また、特定の情報システムについての検討中及び未調整の記述であり、これを公にすることにより、外部からの圧力により当該検討等に不当な影響を与えるおそれがあり、ひいては意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから法第5条第4号及び第5号に該当するため不開示とした。
					P10、11の一部	3号	特定の施設に係る重要電子計算機の範囲の検討経緯を記載したものであり、これを公にすることにより、我が国の関心事項等が推察されることとなり、攻撃者からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号に該当するため不開示とした。
					P14の一部	2号イ	インシデント事案の具体例に関する情報が記載されたものであり、公にすることにより、法人が営む事業に係る信用が毀損され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条第2号イに該当するため不開示とした。
					P20アの一部	5号	当該箇所は、内閣府令で定める機械的情報として作成時点で想定される情報の例を挙げたものであり、同令を定めるために必要なサイバー通信情報監理委員会との協議を了したのではないところ、このような未成熟な情報を公にした場合、その内容が政府の最終的な見解であるとの誤解や憶測を招きかねず、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法第5条第5号に該当するため不開示とした。
					P20イの一部、 P21、22 P23の一部	3号 5号	当該箇所は、機械的情報について記述する中で、分析の対象となる個別の情報を説明するものであり、その分析手法や内容について推察できる情報であるところ、これが公になることで、攻撃者においてその対抗措置を講ずることを可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法第5条第3号に該当し、また、内閣府令で定める機械的情報として作成時点で想定される情報の例を記述しているものであり、同令を定めるために必要なサイバー通信情報監理委員会との協議を了したのではないところ、このような未成熟な情報を公にした場合、その内容が政府の最終的な見解であるとの誤解や憶測を招きかねず、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法第5条第5号に該当するため不開示とした。
					P24の一部	5号	当該箇所は、内閣府令で定める機械的情報として作成時点で想定される情報の例を挙げたものであり、同令を定めるために必要なサイバー通信情報監理委員会との協議を了したのではないところ、このような未成熟な情報を公にした場合、その内容が政府の最終的な見解であるとの誤解や憶測を招きかねず、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法第5条第5号に該当するため不開示とした。
					P31の一部	3号	公にすることにより、攻撃者においてその対抗措置を講ずることを可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法第5条第3号に該当するため不開示とした。
					P34、157の一部	2号イ	当該箇所は、届出事項や電子計算機等供給者の一例として、特定の法人の名称や当該法人の製品名が記載されているものであり、公にすることにより、当該法人が特定されることで、当該法人が営む事業に係る信用が毀損され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条第2号イに該当するため不開示とした。
					P39の一部	3号	情報の分析の内容や対象、分析結果の活用方法など、今後の運用において想定される事項が記載されており、これが公になることで、攻撃者においてその対抗措置を講ずることを可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法第5条第3号に該当するため不開示とした。
					P56、58中段	3号	当該箇所は、想定される通信情報の取得方法を記載したものであり、これが公になることで、攻撃者においてその対抗措置を講ずることや国の機器を標的とした妨害活動を可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法第5条第3号に該当するため不開示とした。
					P57、58下段	5号	当該箇所は、施設又は設備の整備に要する費用に係る情報を記述したものであるが、関係者との調整等を了したのではないところ、このような未成熟な情報を公にした場合、その内容が政府の最終的な見解であるとの誤解や憶測を招きかねず、関係事業者その他国民の間に不当に混乱を生じさせるおそれがあることから、法第5条第5号に該当するため不開示とした。
					P65、66（②に限る。）の一部	3号	情報の分析の内容や対象、分析結果の活用方法など、今後の運用において想定される事項が記載されており、これが公になることで、攻撃者においてその対抗措置を講ずることを可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法第5条第3号に該当するため不開示とした。
					P66（④に限る。）の一部	3号	サイバー攻撃の対処に係る記述であり、公にすることにより、関係者との交渉に不利益が生じることでサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法第5条第3号に該当するため不開示とした。
					P67、68の一部、 P77、 P79、80、81、82、92、136の一部	3号 4号	取得した情報の処理方法や当該情報のうち分析対象となる項目として想定されるものについて記載したものであり、これが公になることで、攻撃者においてその対抗措置を講ずることを可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあること、また、我が国の安全を害するおそれがあることから、法第5条第3号及び第4号に該当するため不開示とした。
					P88、93の一部	5号	内閣府令で定める提供用選別後情報として作成時点で想定される情報についての記載であり、同令を定めるために必要なサイバー通信情報監理委員会との協議を了したのではないところ、このような未成熟な情報を公にした場合、その内容が政府の最終的な見解であるとの誤解や憶測を招きかねず、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法第5条第5号に該当するため不開示とした。

1	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案【説明資料：逐条解説】（表紙を除く。）	301	301	部分開示	P176、177、179の一部	3号	情報の分析の内容や対象など、今後の運用において想定される事項が記載されており、これが公になることで、攻撃者においてその対抗措置を講ずることを可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法第5条第3号に該当するため不開示とした。
					P184の一部	3号	協議会構成員が提出した資料の取扱いについて意見を付すことの例を挙げたものであり、公になることで、サイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法第5条第3号に該当するため不開示とした。
2	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律【説明資料：総論】	33	33	部分開示	P1の一部	3号	当該箇所は、本法律案の制定に至る背景事情として国際情勢に関する情報が記載されたものであり、公にすることにより、他国との関係に悪影響を及ぼすおそれがあることから、法第5条第3号に該当するため不開示とした。
					P4の一部	3号	通信情報の分析に際しての必要な情報収集に係る記載であり、公にすることにより、情報収集に係る交渉に不利益が生じ、必要な情報の提供が受けられないことで、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法第5条第3号に該当するため不開示とした。
					P7の一部	3号	情報の分析の内容や対象、分析結果の活用方法など、今後の運用において想定される事項が記載されており、これが公になることで、攻撃者においてその対抗措置を講ずることを可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法第5条第3号に該当するため不開示とした。
3	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案【説明資料：確定版】	290	99	部分開示	P27、63、64、65、66、67、68、70、71の一部	4号	公にすることにより、警察がアクセス・無害化措置をどのように行うのか明らかとなり、攻撃者に対抗措置を講じられ、実効的なアクセス・無害化措置の実施が困難となり、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから法第5条第4号に該当するため不開示とした。
					P28、45、55、56、57、58、59、61、62、95、98の一部	3号 4号	外国治安機関等から提供された情報を公にすることにより、当該国との信頼関係が損なわれるおそれがある、また、警察がどのような情報を基にアクセス・無害化措置を行うのか明らかとなり、攻撃者に対抗措置を講じられ、実効的なアクセス・無害化措置の実施が困難となり、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第3号及び同条第4号に該当するため不開示とした。
					P29の一部	4号	公にすることにより、高度な技術・知識を有するサイバー特別捜査部がアクセス・無害化措置を行うことができない事例が明らかとなり、攻撃者に同部が対処できない手法を通じて攻撃を行われるおそれがあり、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから法第5条第4号に該当するため不開示とした。
					P53の一部	5号	管理者への具体的な通知方法は、現在、検討中であり、これを公にすることにより、外部からの圧力により当該検討に不当な影響を与えるおそれがあり、ひいては意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから法第5条第5号に該当するため不開示とした。
					P112中段下部、118、119、120、121、134、156	3号 4号	自衛隊の運用に関する情報であり、公にすることにより、自衛隊の作戦等に係る手の内を明かすこととなり、ひいては国の安全や公共の安全と秩序の維持が害されるおそれがあることから法第5条第3号及び同条第4号に該当するため不開示とした。
					P112中段上部	3号	公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから法第5条第3号に該当するため不開示とした。
					P153の一部	3号 4号	公にすることにより、防衛省・自衛隊の調査分析能力が推察されるおそれがあり、ひいては国の安全や公共の安全と秩序の維持が害されるおそれがあることから法第5条第3号及び同条第4号に該当するため不開示とした。
					P86、89、90、91、92、96、97、102、103、104、105、106、178の一部	3号	公にすることにより、外務大臣との事前協議内容が推察されるおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから法第5条第3号に該当するため不開示とした。